

別表 2

工事関係書類提出・提示一覧表（建築工事編）

用語の定義 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

表中の「関係書類」を作成する必要がある場合には、備考等の留意事項に注意して下さい。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
契約関係	1	リサイクル説明書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項	提出	提出	契約検査課提出。 建設リサイクル法対象工事は、本契約前に提出。
	2	工事請負契約書	水戸市財務規則第122条3項	提出	提出	契約検査課提出。 落札の通知を受けた日から5日以内に契約（又は仮契約）を締結しなければならない。
	3	前金払請求書	工事請負契約書第35条	提出	提出	該当する場合に提出。
	4	契約保証証書、前金払保証証書	工事請負契約書第4条	提出	提出	契約検査課提出。
	5	工程表	工事請負契約書第3条	提出	提出	契約締結後7日以内に提出。 変更の際、工程は変更前を上段朱棒線、変更後を下段黒棒線で記入し、数量は変更前を朱書、変更後を黒書で記入する（茨城県技術管理関係集（平成20年1月）1-3-77参照）
	6	火災保険等の写し	工事請負契約書第54条 特記仕様書	提出	提出	写しの提出
	7	現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任等通知書	工事請負契約書第10条 「建設業法上の金額要件等の改正について（通知）」 令和4年11月30日事務連絡	提出	提出	契約締結後、原則として7日以内に提出。通知事項に変更が生じた場合は、選任の日から5日以内に提出。（茨城県適正化指針第3章第1(2)準拠） （監理技術者配置下請け金額(税込)4,500万円以上（建築一式の場合7,000万円以上））
	8	現場現場代理人兼務届 現場施工完了通知書	特記仕様書、「建設業法上の金額要件等の改正について（通知）」 令和4年11月30日事務連絡	提出	提出	該当する2つの工事がいずれも4,000万円未満の場合、現場代理人は兼務することができる。なお、兼務をする工事の中に、工事目的物全ての現場施工が完了した工事を含む場合は、3件までとする。該当する場合に提出。
	9	コリンズ（CORINS）への登録	標準仕様書第1章1節1.1.4 特記仕様書	—	提出	請負金額500万円以上は受注・変更・完成・訂正時に提出。 変更後請負代金額が500万円以上となった場合は、登録を行うこと。 変更後請負代金額が500万円未満となった場合は、引続登録を行うこと。
	10	掛金収納書提出用台紙 ※電子申請方式は「掛金収納書」	建設業退職金共済制度 （中小企業退職金共済法）	—	提出	請負金額500万円以上の工事において、請負契約締結後30日以内に提出。電子申請方式は40日以内に提出
	11	工事完成通知書、指定部分完成通知書	工事請負契約書 第32条、第39条 水戸市建設工事等検査要領第8条、第12条	提出	提出	2部提出。指定部分完成通知書は該当する場合に提出。
	12	出来形確認請求書	工事請負契約書第38条 水戸市建設工事等検査要領第12条	提出	提出	該当する場合に2部提出。
	13	工事目的物引渡書、指定部分引渡書	工事請負契約書 第32条4項、第39条 水戸市建設工事等検査要領 第9条4項、第13条4項	提出	提出	2部提出。指定部分引渡書は該当する場合に提出。 ※備品リストがある場合は、提出。
	14	工事請負代金請求書、出来形部分等請求書	工事請負契約書 第33条、第38条及び第39条 水戸市建設工事等検査要領第9条5項 第13条5項	提出	提出	出来形部分等請求書は該当する場合に提出。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
施工体制	15	施工体制台帳	建設業法第24条の8 入契法第15条 標準仕様書第1章1節1.1.5 特記仕様書	提出	提出	工事請負金額に関わらず、下請負契約がある工事において遅滞なく速やかに提出。変更時も同様とする。 ※施工体制台帳には作業員名簿等添付。 ※運搬業者及び交通誘導員は記載外。
	16	施工体系図	建設業法第24条の8 入契法第15条 標準仕様書第1章1節1.1.5	提出	提出	工事請負金額に関わらず、下請負契約がある工事において遅滞なく速やかに提出。変更時も同様とする。 ※運搬業者及び交通誘導員は記載外。
	17	再下請負通知書	建設業法第24条の8第2項 入契法第15条	提出	提出	該当する場合は工事請負金額に関わらず提出。変更時も同様とする。
品質関係	18	材料使用承認願	標準仕様書第1章4節1-4-2	提出	提出	材料手配前に提出し、承諾を受ける。
	19	品質管理関係資料	標準仕様書第1章4節1-4-2 特記仕様書	提出	提出	材料の品質等を証明する資料、検査報告書、機器性能試験成績表、証明書、保証書等を提出(ミルシート、主要な材料・機器一覧表等を含む)。
出来形管理	20	出来形管理表等資料(一覧表、管理図表)	特記仕様書	提出	提出	該当する場合に提出。(書式について任意)
	21	工事写真	標準仕様書第1章2節1.2.4	提出	提出	
	22	納品書、伝票		提示	提示	契約数量を証明する必要がある場合を除いて提出は不要。ただし、交通誘導員の集計表のみ提出(伝票写しの提出は不要)。
	23	建設廃材マニフェスト類	標準仕様書1章3節1.3.11	提示	提示	原本の提示で良い(マニフェスト・スクラップ伝票)。ただし、集計表は提出。 ※主たる工事が解体工事等の場合、この限りではない。 監督員の必要とする場合は写しを提出
	24	完成図(CADデータ含む)	標準仕様書1章7節1.7.2 特記仕様書	提出	提出	該当する場合にJww形式でCD-R提出。 ※元設計図の訂正図面
	25	室内空気中の化学物質の濃度測定	標準仕様書1章7節1.5.9 特記仕様書	提出	提出	監督員の必要とする場合は提出。
施工管理	26	施工計画書	標準仕様書第1章2節1.2.2 特記仕様書	提出	提出	総合施工計画書及び各種施工計画書 提出工種は監督員との協議。承諾を受ける。 中身においては、軽微な変更(数量のみの変更や工期延長による日付変更のみの工程表添付等)は、それを省略することが出来る。
	27	施工図	標準仕様書第1章2節1.2.3	提出	提出	監督員の必要とする場合は提出。 機器承諾図も含む。
	28	技能士・技能資格者証	標準仕様書第1章5節1.5.2 標準仕様書第1章5節1.5.3 特記仕様書	提出	提出	各工種により該当する場合、資格を証明する資料の写しを提出。
	29	再生資源利用計画書(実施書) 再生資源利用促進計画書(実施書)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条 標準仕様書第1章3節1.3.11 特記仕様書	提出	提出	建設リサイクル対象工事の場合は、「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成し提出。
	30	建設廃棄物処理(計画・実績)書		提出	提出	建設リサイクル対象工事の場合において、建設廃棄物(再生資源利用促進計画書の品目以外)が搬出される工事は提出。
	31	作業主任者の選任	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条	提出	提出	安衛法で定める作業を行わせる場合に選任し、施工計画書等に記載。
	32	工程表等(実施・月間・週間)	工事請負契約書第11条 標準仕様書第1章2節1.2.1 特記仕様書	提出	提出	提出する工程表の種類は特記仕様書による、監督員の承諾を受ける。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
施工管理	33	工事打合せ簿 (協議・承諾, 提出・報告・通知)	工事請負契約書 第9条4項, 第18条, 第21条 水戸市建設工事等監督要領 第15条, 第21条, 第24条 標準仕様書1章1節1.1.8 ワンデーレスポンス実施要領	提出	提出	随時提出。
	34	質問回答書・打合せ議事録	標準仕様書1章1節1.1.8 特記仕様書	提出	提出	監督員より請求があれば随時提出。 (関係機関との協議書含む)
	35	各種検査願(中間, 部分使用)	水戸市建設工事等検査要領 第14条, 第16条	提出	提出	各種, 必要な検査項目について提出。
	36	検査確認記録等		提出	提出	
	37	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	提出	提出	建設発生土100m ³ 以上を搬出する場合に提出。(茨城県技術管理関係集(平成20年1月)1-2-7参照)
	38	【残土】 確認結果票・確認フロー図	特記仕様書, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条	提出	提出	該当する場合に提出。(500m ³ 以上の工事) 再生資源利用促進計画書へ含めて提出。 原本は受注者で保管。写しを提出する。
	39	【残土】 土砂受領書	特記仕様書, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条	提出	提出	該当する場合に提出。(500m ³ 以上の工事) 残土搬出完了後, 速やかに監督員へ提出。 原本は受注者で保管。写しを提出する。
	40	【残土】 残土条例に基づく許可又は届出 残土条例の適用除外を証明する書面	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	提示	提示	該当する場合は監督員へ提示。 ※茨城県残土条例はR5.6月1日適用 ※水戸市残土条例はR5.7月1日適用 (適用日以降に残土を民地等へ搬出する工事が対象) (残土条例の詳細については, 県又は市の廃棄物担当課へ確認)
	41	ストックヤード完了報告書		提出	提出	ストックヤード利用時は工期内に必ず報告書の提出。
	42	建設副産物関係書類(産業廃棄物関係)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特記仕様書	提出	提出	契約書写し及び許可証の写し提出。
	43	工事別共済証紙受払簿 ※電子申請方式は「掛金充当書」	建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済法)	—	提示	該当する場合は提示。
	44	掛金充当実績総括表	建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済法)	—	提出	請負金額500万円以上の工事すべてが対象。 工事完成時に提出する。
	45	工事事務報告書	標準仕様書1章3節1.3.9	提出	提出	事故が発生した場合に, 直ちに連絡し, 速やかに概要を書面で提出。(書式は任意)
	46	デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する使用申請書・信憑性チェック結果	特記仕様書	提出	提出	該当する場合に提出。
安全管理	47	「安全訓練」, 「店社パトロール」実施記録	建設機械施工安全技術指針 労働安全衛生法 他	提示	提示	安全教育及び安全訓練等, 安全管理に努めた記録資料の提示。 検査時には, 安全訓練及び安全教育やKY活動等の実施状況の概要記録のみ提示を求める場合がある。
	48	「安全巡視」実施記録		提示	提示	
	49	「危険予知活動等」実施記録		提示	提示	
	50	「新規入場者教育」実施記録		提示	提示	

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
安全管理	51	「山留め、支保工等」点検記録	建設機械施工安全技術指針 労働安全衛生法 他	提示	提示	安全教育及び安全訓練等，安全管理に努めた記録資料の提示。 検査時には，安全訓練及び安全教育やKY活動等の実施状況の概要記録のみ提示を求める場合がある。
	52	「足場、支保工等」点検記録		提示	提示	
	53	「保安施設等の整理・設置・管理」記録		提示	提示	
	54	「各種安全ハットール指摘事項」是正報告		提示	提示	
その他	55	アスベスト使用建材事前調査		提出	提出	該当する場合に提出。
	56	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	土木工事電子書類スリム化ガイド準拠	提出	提出	事前に，工事特性，創意工夫，地域社会への貢献等を書面により提案（施工計画書へ含めて提出）し，かつ，実施状況報告を提出。最大10項目までの提出。
	57	官公署届出書類等		提出	提出	
	58	各種取扱説明書	標準仕様書1章7節1.7.3	提出	提出	該当する場合に提出。
	59	総合評価方式における課題対応（技術提案）に関する実施確認票	水戸市における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 特記仕様書	—	提出 (注)	総合評価方式の場合に提出。原義に綴じる。 簡易な施工計画及び技術提案(以下，「技術提案等」という。)が適正と評価された場合，受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認する。 ※(注)設計金額1,000万円以上の工事
	60	完全週休2日制での施工に関する関係者確認書	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提出	提出	該当する場合に提出する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事)
	61	完全週休2日制での施工に関する実施工程表	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提出	提出	該当する場合に提出する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事) 工程に変更が生じた場合は都度監督員へ変更の実施工程表を提出する。
	62	完全週休2日に関する現場閉所実績確認書類	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提示	提示	該当する場合に提示する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事) ※作業日報やKY活動記録などの既存資料を提示する。
	63	完全週休2日制モデル工事アンケート	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	—	提出 (注)	該当する場合に提出する。(モデル工事のみ対象) ※(注)設計金額4,000万円以上の工事
	64	快適トイレに関する資料 (仕様を満たすことを示す資料)	快適トイレ普及促進工事試行要領	提出	提出	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が快適トイレの設置を希望する工事又は試行要領対象外の工事 で受注者が快適トイレの設置を行う場合)
	65	快適トイレに関する資料 (快適トイレの設置に要した費用(初期費，リース料等)に係る実際の支出動態のわかる資料(契約書の写し等))	快適トイレ普及促進工事試行要領	—	提出 (注)	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が快適トイレの設置を希望する工事のみ対象) ※(注)設計金額4,000万円以上15,000万円未満の工事

※その他監督員が必要と認めた場合及び特記仕様書に記載のある場合は，この限りではない。